
監査委員公表

那 監 公 表 第 1 号
平成 25 年 5 月 1 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	喜 舎 場 盛 三
同	屋 良 栄 作

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果に関する措置について（公表）

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び那覇市教育長から通知があったので、次のとおり公表します。

平成 24 年度財政援助団体等監査の結果に関する措置について

こどもみらい部

○ 子育て応援課

（1）放課後児童クラブについて（注意事項）

「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて「健全な育成」を図る事業である。

本市の各児童クラブ（44 補助団体）の月額保育料（給食費・おやつ代含まず。）は 1 年生で 6,500 円～1 万 4,000 円、指導員の給与月額（期末手当含む。）は約 9 万 5,000 円～26 万 7,000 円と児童クラブによって大きな開きがある。また、各児童クラブの年間事業計画も多様である。

これは、県外の児童クラブが公設・公営又は公設・民営による運営が主であるのに対し、本市の児童クラブが公設（学校の空教室）・民営（26 団体）や民設（民間アパート）・民営（18 団体）で運営されてきたことや、市の当該事業に対する運営指針を定める「放課後児童クラブガイドライン」が整備されていないこと等によるものと思われる。

また、運営委員会や監査機能、財務処理における証憑類の整理や指導員の就労要綱の整備等が不十分な団体が散見された。

これらの課題の改善や児童クラブの運営を一層充実するために、市のガイドラインの整備や施設・設備の充実、学校・関係機関及び地域との連携の強化や指導員の資質の向上等、適切な対応に努められたい。

児童クラブの運営に当たっては、事業の公共性を考慮して、児童が等しく健全な育成の機会が得られるよう、適切に運営されることが求められている。市は、各放課後児童クラブの運営状況を把握するための体制を確保し、定期的又は随時に確認し必要な指導・助言を行う等、質の向上が図れるよう努められたい。

なお、補助金交付申請に係る事務手続きにおいて、受領印の押印漏れが見られることから事務手続きの適正化に留意されたい。

□ 注意事項に関する措置

当該事業に対する運営指針については、県内の市町村ではガイドラインの策定は無く、県の放課後児童クラブガイドラインに基づいています。今後、子ども・子育て関連3法での条例化の中で整備を図って行きたいと考えています。

運営委員会や監査機能、財務処理における証憑類の整理、指導員就労要綱等については、平成25年2月23日に行った運営委員研修会で各児童クラブへ是正するよう指導しました。

指導員の資質向上については、研修会を開催しております。今後も県と連携しながら研修会を行う等、資質向上に努めて行きたいと思います。

児童クラブの運営状況を把握するための体制の確保等については、本市内部における組織の強化を継続して関係課と調整して行きたいと考えます。

申請に係る事務手続きについては、今後、受領印を押印するように改善します。

（2）補助金の充当について（注意事項）

那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）では、運営に要する経費の全部又は一部について補助金を交付するとしている。また、交付要綱第3条別表において、補助対象経費から「飲食物費を除く。」と規定されている。しかし、各児童クラブにおいて、活動費として、歓迎会、懇親会、親子バーベキュー等の行事に際し飲食物費が計上され、これに補助金を充当するという不適切な充当がみられる。交付要綱に基づき適切に補助金を充当されたい。

また、県外研修費、お土産品代、娯楽施設入場代、花束代、映画のチケット代等「放課後児童健全育成事業」の目的にそぐわないと思われる支出が見られるのでその内容について検討されたい。

□ 注意事項に関する措置

行事費に含まれる飲食物費も補助対象ではないので、飲食物費には補助金を充当しないこと、また、「放課後児童健全育成事業」の目的に沿った事業計画を建てること等を、平成25年2月23日に行った運営委員研修会で各児童クラブへ指導しました。

（3）こざくら児童クラブ

光熱水費（電気料金、水道料金、ガス料金）の負担割合について（要望事項）

こざくら児童クラブは、こざくら保育園に併設されていることから光熱水費メーターが共有となっているが、光熱水費の負担割合は児童クラブが3分の2、保育園が3分の1となっている。児童クラブの負担割合が大きい理由として、児童クラブの使用人数が保育園より多いことを挙げているが、補助金の対象である当該光熱水費の使用負担分を明確にするため、メーターの分離設置等を検討されたい。

（4）小緑南児童クラブ

対象児童について（注意事項）

小緑南児童クラブ運営規程によると、受け入れ対象児童が小学校2年生から6年生とされ小学校1年生が対象外となっている。

国の放課後児童クラブガイドラインや那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱のとおり小学校1年生から対象にするよう運営規程の改正をされたい。

（5）はぐくみ児童クラブ

補助金充当額（行事費）の内容について（注意事項）

当該児童クラブに係る平成23年度運営補助金（485万2,500円）のうち、26.5%にあたる128万4,130円が県外交流会の航空運賃、宿泊費等に充てられている。

那覇市放課後児童健全育成事業実施要綱の別表の規定には、補助事業の対象経費として「飲食物費を除く。」との制限規定しかないので、当該県外交流会等に関しては、禁止規定は置かれていないが、同要綱等の趣旨、目的等を考慮すると、補助対象経費のあり方として、適切さを欠くおそれもある。

市補助金を充当して行う事業については、適切さを欠くことがないよう努められたい。

□ 注意事項等に関する措置

3児童クラブへの注意事項等について

こざくら児童クラブへは、メーターを別に設置して使用負担を明確にすること、小緑南児童クラブへは、小学校1年生から対象にするよう運営規程の改正を、はぐくみ児童クラブへは、県外交流については、保育料ではなく、参加者から別途、参加費を徴収して行うよう是正の指導をすると共に、平成25年2月23日に行った運営委員研修会で各児童クラブへも是正するよう指導しました。

健康福祉部

○ チャーがんじゅう課

補助金の交付事務について（要望事項）

認知症高齢者グループホームに併設する地域交流室の整備工事のため、那覇市地域介護・福祉空間整備等補助金として140万円を、有限会社シルバーケア夢に対し交付しているが、工事積算額の妥当性や、工事完了の検査について、専門的にチェックする体制が整っていない。これらの課題を解消するため、建築工事関連部署との連携を図り技術支援を受ける等の方策を検討されたい。

補助金交付先団体から提出された工事着手報告書については、一部記載漏れのまま受理されていたので、チェック漏れがないよう十分に内容を確認された。

また、補助金交付額確定の際に、交付先団体が工事発注業者に対し工事費用を支払っているかについて確認を行っていないが、補助金の適正な執行のため、これを確認する必要がある。なお、当該工事費用の支払いについては、支払領収書により確認した。

以上の課題事項について確実に履行されるよう、補助金交付要綱等を整備されたい。

□ 要望事項に関する措置

工事費用の妥当性の確認及び工事完了検査について、専門的にチェックする体制の整備を図るため、次年度以降に建築工事、工事検査部門との連携を図れるよう調整を行うことを検討しております。

また、これまで実績報告書の添付書類として、工事費用の請求書でも可とし、補助金額の確定を行っている例がありましたが、今後は、当該補助金に関する工事費用を支払っているかを確認できる書類の添付を求めるなど事務処理の運用を改め、各種様式の整備を行います。

○ 障がい福祉課

（1）補助金決定手続きの確認について（要望事項）

補助事業に係る最終補助金額決定手続きの事務作業が年度末の1、2週間で31団体すべての確認作業を職員1人で担当している現状がある。

補助金の交付手続きは、多額の公費を支出する重要な手続きであるので、その確認作業については、所管課の体制の見直しを図り、慎重かつ適切な事務手続きを行われたい。

□ 要望事項に関する措置

補助金決定手続きの確認については、ご指摘のとおり短期間に主査1人で業務をおこなっていた経緯がありました。今後は複数の職員で確認作業をおこなうべく課内のチェック体制の見直しをはかり適切な事務手続きを進めていきたいと考えております。

（2）沖縄中央育成園生活支援センター

補助事業に係る契約方法について（要望事項）

通所サービス等利用促進事業に係るリース車両の契約決定方法について、随意契約で決定されている。当該社会福祉法人の経理規程には、一般競争入札及び指名競争入札の規定が整備されているので、それに則した契約方法が可能であったと思われる。

補助事業といえども最小の経費で最大の効果を求める公契約の理念は適用されるものであり、適正な契約事務手続きについて、所管課としての確認を十分に行われたい。

□ 要望事項に関する措置

補助事業に係る契約方法については、ご指摘のとおり、社会福祉法人育成福祉会経理規程に明記されておりますが、当該リース契約において一般競争入札及び指名競争入札を経ず契約を行ってまいりました。今後、本会経理規程に基づき、是正致します。

教育委員会 学校教育部

○ 青少年育成課

加盟団体数の増加について（要望事項）

那覇市青年団体連絡会（以下「青年団体連絡会」という。）に対する那覇市生涯学習振興費補助金（団体補助）は、補助金を活用した地域づくりの一環として、市内の各地域で活動する青年団体を網羅することにより、那覇市における青年活動の活性化を図ることを目的としている。

青年団体連絡会の加盟数は、第4次総合計画の施策「地域と連携して青少年の健全育成を図る」の成果指標にもなっており、現在の7団体から平成24年度は20団体としているが数値目標の達成には厳しい状況である。

青年団体連絡会の活動については、当該青年団体連絡会主催の「なは青年祭」が今年で20回目を迎え、地域で活動する多数の青年団体等が参加して行われるなど評価できるものの加盟数増加につながっていない。

当該補助金事業を所管する青少年育成課については、補助金事業の目的を効果的に達成するため、各地域にある青年会の現状把握と課題分析を行うとともに加盟団体の増加及び事業活性化のための方策について青年団体連絡会と協議し、具体的かつ実効性のある行動に取り組まれない。

□ 要望事項に関する措置

加盟団体数の増加については、自治会等を通して各地域で活動している青年会、青年団体等の情報収集を行い、効果的な参加の呼びかけを検討し、那覇市青年団体連絡会に加盟する団体数の増加につなげるよう努めたい。

また、定期的に当該連絡会との協議を行い、実情を把握しながら連携を取り、当該連絡会、加盟団体の活性化に寄与するような支援を検討したい。